

# 令和4年第1回農業委員会総会

- 1 日 時 令和4年1月25日(火)  
午前10時00分～午前10時21分
- 2 場 所 大竹市役所 3階 大会議室

## 3 出席委員 (農業委員)

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
1	正木 静夫	6	古木 麻知子
2	石井 昌嗣	7	島原 順二
3	東田 保夫	8	田中 博幸
5	小川 裕希恵	9	橋村 實男

## (最適化推進員)

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	大江 達也		田中 弘明

## 4 (欠席委員)

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
4	丸小 操		

## 5 出席職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	前田 新吾	事務局長補佐	野島 史雄
事務局主幹兼農地係長	川本 義典	事務局書記	藤井 秀明

## 令和4年第1回農業委員会総会日程

1 日 時 令和4年1月25日(火) 午前10時00分

2 場 所 大竹市役所 4階第2会議室

### 3 議事日程

上程順序	議事番号	内 容
日程第1	議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第2	議案第2号	大竹市農用地利用集積計画第100期の決定について
日程第3	報告第1号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について

### 4 会議の公開

総会は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第32条の規定により、公開で行います。

## 事務局長

ご起立ください。ただ今から、令和4年第1回大竹市農業委員会総会を開催いたします。一同ご礼、ご着席下さい。本日は、新型コロナウイルス蔓延防止重点処置実施期間に伴い、大会議室へ会場変更しましたのでご了承ください。

## 会 長

おはようございます。ご多用の中総会に参加いただきありがとうございます。本日の出席委員11名中10名で定足数に達しておりますので、これより令和4年第1回大竹市農業委員会総会を開会いたします。本日の議事録署名委員は、大竹市農業委員会会議規則第17条第2項の規定により会長において5番小川裕希恵委員、6番古木麻知子委員を指名いたします。よろしく願いいたします。これより、日程第1議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。本件について事務局から説明を求めます。

## 事務局（川本）

それでは、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書は2ページ、地図は3ページをご覧ください。譲受人は大竹市西栄二丁目の〇〇株式会代表取締役〇〇〇〇さん、譲渡人は大竹市安条の〇〇〇〇さんです。申請地は、比作〇〇番〇〇地目は畑、面積は204.59㎡同じく〇〇番〇〇、地目は雑種地で現況地目が畑となっていることから農地台帳にあり、面積は148㎡同じく〇〇番〇〇地目は畑、面積は250㎡同じく〇〇番〇〇地目は畑、面積は325㎡です。申請地は、比作地籍で国道186号線に面した土地です。新幹線の小瀬川橋梁の少し下流になります。〇〇番〇〇と〇〇の間は、大竹市所有の道路となっています。また、〇〇番〇〇には廃墟がありますが、その内外に草や樹木が生え山林化しています。ダム工事の際にブロックを作る工場があったとのことですが、盛土があり歩道の一部に流出しているような現況となっています。譲受人は、資材置場として整地し土砂の流出防止を行う予定で、このたび申請が提出されました。現在、農地として利用していないこと、国道と住宅、山林に囲まれている現況から事務局として許可相当と考えております。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

## 会 長

本件について、現地調査員の意見を求めます。2番石井委員お願いいたします。

## 石井委員

現況確認しましたが問題ないので許可相当です。

## 会 長

続きまして、7番島原委員お願いいたします。

## 島原委員

石井委員のとおり問題ありません。

## 会 長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

質疑及び意見なしの声

## 東田委員

5条許可は、無断転用の土地を売買する場合は問題ないのか、また非農地証明との

違いはどうか。

**事務局（川本）**

たしかに農地の上に建築物がある場合、建築確認が必要でない地域であったため、底地が農地で現況宅地という場合があります。現況廃屋ということで、放置されている状況では現況は農地と判断しました。現在は土砂が道路に流入している状況ですが、転用後は土砂が流入しないような施工をするという計画になっています。一括して5条許可相当として事務局は考えています。

**会 長**

外に質疑及び意見はございませんか。

質疑及び意見なしの声

**会 長**

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。本件につきまして、申請のとおり許可することに決してご異議ございませんか。

異議なしの声

**会 長**

ご異議ございませんので、本件については申請のとおり許可することに決定されました。続きまして、日程第2議案第2号大竹市農用地利用集積計画第100期の決定についてを議題といたします。本件につきましては、〇〇委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当するため、一時退席をお願いいたします。

〇〇委員退室

**会 長**

それでは、本件について事務局より説明を求めます。

**事務局（川本）**

それではご説明いたします。議案書は4ページから6ページ、地図は7ページをご覧ください。利用権の設定を受ける方は、大竹市栗谷町小栗林にお住まいの〇〇〇〇さん、利用権を設定する方は広島市安芸区矢野南三丁目にお住まいの〇〇〇〇さんです。申請地は栗谷町小栗林字宮ケ原〇〇番〇〇で現況地目は田、面積は400㎡利用権の種類は使用貸借で、内容は水稻となっています。新規の申請で令和4年2月1日から令和9年12月31日までの契約を結ぶものです。以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

**会 長**

続きまして、本件については、私が地区担当委員として発言をいたします。地図を見ていただいてもわかると思いますが、支所の前から中学校へ行く農道付近の田です。本人が病気なので〇〇さんが耕作するものです。

**会 長**

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

質疑及び意見なしの声

**会 長**

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。本件については、計画のとおり決してご異議ありませんか

異議なしの声

会 長

ご異議ございませんので、本件については計画のとおり決定されました。

〇〇委員入室

会 長

〇〇委員にお伝えします。本件については計画のとおり決定されました。続きまして、報告第1号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理についてを議題といたします。本件について、事務局より説明を求めます。

事務局（川本）

それでは、報告第1号について、事務局長において専決処理しましたので、順位1からご報告いたします。議案書は8ページ、地図は10ページ11ページをご覧ください。譲受人は大竹市元町四丁目〇〇代表役員〇〇〇〇さん、譲渡人は大竹市新町一丁目の〇〇〇〇さんです。届出地は元町四丁目〇〇番〇〇、面積は142.91㎡、登記地目は畑です。なお10ページの地番図は、同番号が分筆前の図面でそのうち申請地①となります。分筆後の測量図は11ページです。現況は一部に果樹などが植えられています。

順位2について、議案書は9ページをご覧ください。譲受人は大竹市白石一丁目〇〇〇〇さん、譲渡人は順位1と同じく新町一丁目の〇〇〇〇さんです。届出地は元町四丁目〇〇番〇〇、面積は143.0㎡登記地目は畑です。譲受人は〇〇さんです。11ページの分筆地番図の申請地②となります。転用目的は、当該土地を1年程度大竹岩国道路の工事に係る資材置場として使用したいという話がある中で、両隣の寺と神社が、工事終了後に墓地を造成したいとのことで、〇〇番〇〇から〇〇番〇〇を分割し当面の転用目的である資材置場として取得することとなったものです。申請地は、道路から1段上がった土地で西側に薬師寺、東側に神社境内があり北側は急角度の壁になっています。地区担当委員さんから2件とも、転用による周辺の農地への支障はないというご意見を頂いております。12月24日にこの届出を受理しております。

引き続き順位3についてご報告いたします。議案書は9ページ、地図は12ページをご覧ください。譲受人は東広島市西条町寺家の株式会社〇〇代表取締役社長ま〇〇〇〇さん、譲渡人は大竹市本町一丁目の〇〇〇〇さんです。届出地は、本町一丁目〇〇番〇〇地目は畑で、分筆後の面積は8.47㎡で転用目的は宅地です。分筆後の測量図については、13ページをご覧ください。申請地は青木交差点から1つめの信号の先、本町バス停の前で〇〇番〇〇にある住宅を解体し木造2階建ての住宅を建築販売するにあたり、道路との接道長さを確保するため〇〇番〇〇から分筆し所有権を移転する目的で転用を申請されました。現地は特に耕作はされておらず、隣接する宅地への進入路として宅地と一体利用されることが見込まれるので、地区担当委員さんから転用により周辺の農地へ支障を及ぼすことはない、というご意見を頂いております。

1月11日にこの届出を受理しております。以上でございます。

**会 長**

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

質疑及び意見なしの声

**会 長**

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。本日議決された案件のうち、字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

異議なしの声

**会 長**

異議なしと認めます。よって、案件のうち字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に、委任することに決定されました。以上をもちまして、令和4年第1回大竹市農業委員会総会を閉会いたします。

**事務局長**

ご起立ください。一同ご礼。ありがとうございました。